

商品概要説明書

J A教育ローン（極度型）（三菱UFJニコス保証型）

平成30年10月1日現在

商品名	教育ローン（極度型）（三菱UFJニコス保証型）													
ご利用いただける方	<p>○地区内に在住または在勤の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上65歳未満の方。</p> <p>○継続して安定した収入のある方。</p> <p>○教育施設（大学、短期大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園など。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。</p> <p>○三菱UFJニコス株式会社の保証が受けられる方。</p> <p>○その他JAが定める条件を満たしている方。</p>													
資金使途	<p>○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（例）</p> <p>①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。</p> <p>②アパートの家賃等。</p>													
契約金額	○10万円以上300万円以内、10万円単位とします。													
契約期間	<p>○ご契約日から1年後の応答日の属する月の10日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、新規貸越可能期間は満65歳未満までであり、満65歳の誕生日以降、契約更新は行いません。</p> <p>○約定返済期間（新規貸越可能期間終了後）は最長7年です。</p>													
借入利率	<p>○変動金利とします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率には、年1.35%の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>													
返済方法	<p>○約定返済</p> <p>毎月10日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。具体的なお返済額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="454 1881 1444 2004"> <tr> <td>契約金額 （借入極度額）</td> <td>10万円以上 50万円以下</td> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>100万円超 200万円以下</td> <td>200万円超 300万円以下</td> </tr> <tr> <td>ご返済額</td> <td>1万円＋利息</td> <td>2万円＋利息</td> <td>3万円＋利息</td> <td>4万円＋利息</td> </tr> </table>				契約金額 （借入極度額）	10万円以上 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超 200万円以下	200万円超 300万円以下	ご返済額	1万円＋利息	2万円＋利息	3万円＋利息	4万円＋利息
契約金額 （借入極度額）	10万円以上 50万円以下	50万円超 100万円以下	100万円超 200万円以下	200万円超 300万円以下										
ご返済額	1万円＋利息	2万円＋利息	3万円＋利息	4万円＋利息										

	<p>○任意返済</p> <p>毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>
担保	○不要です。
保証	○ J A が指定する保証機関（三菱 U F J ニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ A T M ・ C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、 J A 支店（所）または J A 本店（所）に設置の J A バンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">各組合の J A バンク相談・苦情等受付窓口は こちらをクリック ください。</p> <p>また、 J A バンク相談所（電話： 0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9 ）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。</p> <p>J A バンク相談所を通じてのご利用となりますので、 J A の J A バンク苦情・相談等受付窓口または J A バンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、 J A および J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A バンク 和歌山信連